



南九州市 農業委員会だより

平成25年11月発行 南九州市農業委員会事務局



全国茶品評会 農林水産大臣賞受賞 「有限会社 けやき製茶」



鹿児島県茶品評会 農林水産大臣賞受賞 「農事組合法人 菊永茶生産組合」

全国・県茶品評会で産地賞ダブル受賞！！

第67回全国茶品評会の審査会において、南九州市が普通煎茶 10kg の部で産地賞を受賞。個人の部でも第1位の農林水産大臣賞をはじめ3位まで上位を独占しました。

さらに、平成25年度鹿児島県茶品評会普通煎茶の部並びに茶経営改善コンクールの部の両部門とも本市が産地賞を連続受賞し、個人の部でも第1位の農林水産大臣賞をはじめ特別賞を独占し、また、若手後継者も奮闘し、県茶業青年の会茶品質向上共進会において産地賞を受賞するなど、質量ともに日本最大の産地をPRできました。

これは、出品者はもとより茶業関係機関・団体一体となった取り組みが評価されたものです。また、茶産業の活性化と併せ地域経済の浮揚を目的に、平成28年度を目途に「知覧茶」に統一する方針決定に基づき、「知覧茶統一準備委員会」を設置し、条件整備を進めており、併せて消費者や流通業者への周知を図るため、関係機関・団体が参加する県内外のイベントにおいて「知覧茶」の羽織や法被で参加し、PR用のチラシや一煎パックの配布を行う予定です。

農業委員の交代がありました！

平成25年6月1日付けで南薩農業共済組合選任の農業委員に交代があり、担当自治会の変更がありました。新しく農業委員になった方と、担当が変更になった自治会は以下のとおりです。

農業委員の交代

旧 川辺地区 中間 幸敏 (共済選任)



新 知覧地区 松村 孝徳 (共済選任)



担当自治会の変更

知覧地区	田中 博光	…	二ツ谷 高星 牧永野 横井場
			林川 迫瀬戸山 樋与上 中福良
	松村 孝徳	…	<u>中須 栢場 和田 松村 横峯</u>
川辺地区	有蘭 正伸	…	<u>野間里 野間大久保 太田尾</u> (追加)
	小原 光則	…	<u>古殿上 古殿下</u> (追加)

～農業者年金受給者の活動～

◎ 額娃町農業者年金受給者会 (会員400名)

10月11日に「額娃町農業者年金受給者会親善スポーツ大会」が開催されました。ゲートボールの部に7チーム40名、グラウンドゴルフの部に31名が参加し、和気あいあいのなか白熱した試合が行われました。



◎ 知覧町農業者年金受給者会 (会員310名) ・ 川辺町農業者年金受給者会 (会員200名)
毎年30名ほどの参加で県外研修旅行等を実施しています。

農業者年金に加入しませんか？

～農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？～

1. 日本人の平均寿命は、男性80歳・女性86歳ですが、平均余命（ある年齢の人が、その後何年生きられるかという期待値）は65歳の場合、男性19年・女性24年です。70歳の場合は、男性15年・女性20年となります。（平成21年：厚生労働省）
2. 高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費現金支出は、年額272万円です。（平成15年：農林水産省） 国民年金の支給額は、40年加入で年額約156万円ですから116万円の不足になります。

農業者年金支給額シミュレーション早見表

■ 保険料月額2万円・通常加入の場合

（単位:万円）

加入年齢	納付期間	保険料納付額	運用利回りが1.24% （H14以降の通算成績）の場合	
			男性	女性
			年金額（年額）	年金額（年額）
25歳	35年	840	54.9	47.4
30歳	30年	720	45.7	39.5
35歳	25年	600	37.0	32.0
40歳	20年	480	28.8	24.9
45歳	15年	360	21.0	18.1
50歳	10年	240	13.6	11.8

～農業者年金は魅力いっぱいの年金制度です。～

1. 少子高齢化時代に強い積立方式の確定拠出型年金です。
2. 国民年金の第1号被保険者で農業に従事する人ならどなたでも加入できます。
3. 保険料の額は2万円から6万7千円まで自分で自由に決められます。
4. 80歳までの保障がついた終身年金です。
5. 一定の要件を満たせば、保険料の国庫助成があります。
6. 保険料は全額社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。



週刊

毎週金曜日発行

月600円 年7,200円(消費税込み)

農地の売買や貸し借り, 宅地等への転用には 農業委員会の許可が必要です。

売買や貸し借り(農地法第3条)の主な許可基準

- ◆申請農地を含め、所有又は借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
(すべて有効利用要件)
- ◆法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと(農業生産法人要件)
- ◆申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ◆申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること
(下限面積要件 瀬戸・知覧地区は50a、川辺地区は30a)
- ◆申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

農地の転用について(農地法第4条、第5条)

- ◆自分の農地であっても、宅地や山林など農地以外に転用するとき、あるいは転用目的で売買・賃借などにより転用するときは農地法の許可が必要です。
- ◆許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく、農地法違反として罰せられることもあります。
- ◆農地を転用するときは、必ず事前に農業委員会へ相談してください。

許可申請書・申請受付について

- ◆申請書の受付締切は毎月10日(休日の場合は前日)となっています。
- ◆申請書様式は農業委員会事務局に備え付けてあります。

農業委員会総会開催予定について

- ◆申請内容を審議する総会は毎月末日(休日の場合は前日)に開催されます。
- ◆1月から12月までの一年分の開催計画を市ホームページに掲載しています。

標準処理期間の設定について

- ◆南九州市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について、申請受付から許可までの標準処理期間を概ね28日と定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

農地の相続等について

- ◆平成21年12月15日に施行された「改正農地法」で、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届出が義務づけられました。

南九州市における 「人・農地プラン」を更新しました。

☆ 南九州市の取組みについて

南九州市は、旧3町単位を対象とした「人・農地プラン」を平成24年9月に作成し、その後、平成25年2月更新を行いました。内容は、「今後の中心となる経営体」及び「連携する農業者」を定めたものです。

※ 今回、平成25年9月9日に南九州市「人・農地プラン」検討会を開催し、新たに内容を更新しました。変更点は以下のとおりです。

《主な変更点》

- ・「中心となる経営体」及び「連携する農業者」の見直し
- ・中心経営体への農地集積計画表の作成

※ 内容等の確認については、各庁舎農林水産課へお問い合わせ下さい。

☆「人・農地プラン」とは？

農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えている中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、国は、平成24年度から、それぞれの集落・地域において、話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来設計図」となる「人・農地プラン」を作成した集落・地域に様々な支援を行います。「人・農地プラン」とは、具体的には、地域で話し合い「今後の中心となる経営体」、「中心経営体への農地集積」「地域の今後の農業のあり方」を決めるものです。また、作成後も随時更新することができます。

☆「人・農地プラン」のメリットとは？(② ③については6,7ページに詳細を掲載)

「人・農地プラン」を作成した地域でプランに位置付けられた方は、以下の支援を受けることができます。

- ①青年就農給付金（経営開始型）・・・新規就農者に対する支援
- ②農地集積協力金・・・・・・・・・・農地の「出し手」に対する支援
- ③規模拡大交付金・・・・・・・・・・農地の「受け手」に対する支援
- ④スーパーL 資金の金利負担軽減措置・・当初5年間の無利子化
- ⑤経営体育成支援事業・・・・・・・・・・農業機械等導入への支援

規模拡大交付金・・・農地の受け手に対する支援

農地を借り受け規模拡大を図る中心経営体を支援します。



(3) 規模拡大交付金

20,000 円/10 a

利用権設定年度に交付

貸し出し

隣接した農地を借り受けて規模を拡大し、
作付けした場合、交付されます（プランは不要）。



人・農地プランで集積範囲を設定すると、
隣接していなくても交付金の対象となります。

要件

- 農地利用集積円滑化団体（市・公社）を通じて6年間以上の利用権を設定すること。
- 地域の農地の集積計画に基づいた、地域の中心となる経営体への農地集積であること。
- 農業振興地域の農用地区域内の農地であること。
- 隣接または人・農地プランの地域の集積計画に基づいた農地集積であること。
- 借入した農地に作付けすること。

【用語説明と注意】

土地利用型農業・・・米、麦、大豆、そば、なたねを生産する農業のこと。

遊休農地・・・現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地のこと。

ただし、遊休農地を解消する計画書を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該農地を保有している者も協力金の交付を受けることができます。

白紙委任・・・貸付け先の相手を指定しない委任契約のこと。ここでは、委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定することで、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域において地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

人・農地プランのメリット・・・P5の②, ③

～農地の出し手・受け手に対する支援～

農地集積協力金・・・農地の出し手に対する支援

農地を出すこと（利用権設定又は農作業委託）への踏み切りを支援します。



農地の

(1) 経営転換協力金

【貸付等を行う面積】・・・【交付単価】

0.5ha 以下・・・30 万円/戸

0.5ha 超 2.0ha 以下・・・50 万円/戸

2.0ha 超・・・70 万円/戸

地域の中心となる経営体へ
農地を貸し出す人に協力金
を交付します。

対象者

①土地利用型農業
から経営転換
する人
米、大豆 →
野菜、果樹など

②農業部門を減少
させ経営転換
する人
茶＋露地野菜→
露地野菜のみ等

③農業をリタイア
する人
農業をやめる、
または耕作面積
を10a未満に
する人

④農地の相続人
交付を受ける
年度またはそ
の前年度に農
地を相続した
人

要件

- 販売農家であること（自家消費でないこと。）
- ③、④は耕作面積10a未満となること。
- 土地利用型作物を栽培する全ての自作物について、農地利用集積円滑化団体（市・公社）へ10年間以上の白紙委任（作業委託を含む、6年間以上の農地の貸付け）をすること。
- 農業部門を減少させる場合、減少する部門全ての自作地を白紙委任すること。
- 遊休農地を持っていないこと。
- 今後10年間、農作物の販売はできません。
（①は、水稻・大豆・麦などの販売ができません）

さくほ
(2) 分散錯圃解消協力金

5,000 円/10 a

人・農地プランを実現するため
に、地域の中心となる経営体
に、隣接する農地を貸し出す人
に協力金を交付します。

農作業事故防止対策について

農業の機械化が進展する一方で、農業機械による農作業事故の発生が後を絶たない状況にあります。平成24年度は県内で15件の農作業死亡事故が発生し、南九州市でも3件の死亡事故が発生しました。本年度は既に8月までで9件の死亡事故が発生しています。65歳以上の高齢者の事故件数は8割を占め、高齢者が事故に遭う機会が多い状況です。

トラクター等農業機械作業の安全性を確保するために、次の安全対策を励行し、安全作業を徹底してください。

〈 農作業事故ゼロ運動スローガン 〉

「ベテランの 慣れと疲れが 事故のもと」

「農作業はもちろん 行きも帰りも 要注意！」

〈 重点注意事項 〉

- (1) 農業機械や作業場所の点検整備を行い、「ヒヤリ・ハット」の危険箇所を共有する。
- (2) 出掛ける前に家族などに一声かけて、いつでも連絡がとれるようにしておく。
- (3) 農作業は計画的に行い、こまめな休憩・水分補給を行って無理をしない。
- (4) ほ場への出入りの際は、進入路や段差のある場所に注意して、機械の転落・転倒事故を未然に防ぐ。
- (5) ほ場作業以外は左右ブレーキペダルを連結し、農作業中の降車時は、必ずエンジンを止め、ブレーキで固定する。
- (6) 農作業中の災害に備え、労災保険等に参加する。

〈 農作業事故防止研修会 〉

7月31日に颯娃農業開発研修センターで開催され、60名の参加がありました。

講師は、県立農業大学校の教授・颯娃分遣所・農機具メーカーにお願いし、事故の現状や要因などについて説明があり、農作業を行う上での留意事項を再確認してもらっています。

また、屋外では、トラクター・さつまいも収穫機等の安全な取扱いや点検方法の説明も行われました。

農繁期・農閑期にかかわらず、「ゆとり」をもって無理のない作業に心がけましょう。

